

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第 3 号

#### 地域産業の振興及び雇用対策の充実強化に関する決議(可決)

我が国の経済は、長引くデフレや円高に加え、東日本大震災の甚大な被害と電力の安定供給の不安、世界経済の減速などが重なり、依然として長い低迷から抜け出せない状況にある。今後、少子高齢化と人口減少により国内需要が縮小するとともに、地域においては、経済のグローバル化の進行から、産業の空洞化など活力の低下が懸念されている。

地域経済が疲弊する状況にある中、本市が今、優先して取り組まなければならないことは、地域の活性化を図り、本市に生まれ育った若者が安心して働ける場を確保することである。

しかし、地域の雇用を担う本市の企業は、経営基盤の弱い中小企業がほとんどであるため、地域を活性化しさらなる雇用を創出するためには、中小企業の成長を促すような支援策、経済活性化策の実施が必要である。

このたび政府は、デフレからの脱却と自律的な経済成長、産業の競争力強化による日本再生を目指し、平成 24 年度補正予算において、震災からの復興加速、防災及び減災に係る公共事業の実施、成長分野における研究開発の推進、中小企業の支援などの強力な経済対策を実施することとしたところである。

よって、本市においても、市民の雇用と生活を支える本市中小企業の役割の重要性から、この機会を捉え、国及び県の政策との協調のもと、下記事項について積極的に取り組むよう強く求める。

#### 記

- 1 本市中小企業の経営の安定と経営力の向上が図られるよう、資金供給の円滑化とともに、経営改善や人材確保、新事業展開への支援などの中小企業対策の拡充を図ること。
- 2 地域経済の活性化対策として、イベントや住宅リフォーム助成のような一時的、限定的な事業ではなく、民間への業務委託、老朽化施設の補修及び補強、新たな公共投資など、地域の需要を喚起するような包括的かつきめ細かな対策を講じること。
- 3 官公需の契約発注に関しては、中小企業が不利にならないよう、その能力に応じた適正な入札参加機会を確保するとともに、できるだけ分離・分割発注に努め、地元中小企業の受注機会の増大を図ること。
- 4 製造業の集積に乏しい本市の産業構造を踏まえ、社会経済の変化を的確に捉えつつ、長期的ビジョンを持った戦略的な産業振興及び雇用施策の実施を検討し、持続可能な活力ある都市としての経済基盤の確立を図ること。

以上、決議する。

平成 25 年 3 月 25 日

### 議員提出議案第 4 号

#### 青森市職員給与と地方の自主性に関する緊急決議(可決)

平成 25 年 1 月 15 日に行われた「国と地方の協議の場」において、国側から国家公務員給与の臨時特例による減額措置に合わせて、地方公務員給与も減額するよう要請するとともに、地方交付税の削減を行いたい旨の主張があったところである。

しかしながら、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処することを目的として制定された、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律においては、平成 24 年度から 2 年間、国家公務員給与を平均 7.8%引き下げる臨時特例措置を実施することとしつつも、地方公務員の給与については、同法附則第 12 条において、「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とされている。

これまで青森市は、厳しい財政状況等を踏まえ、国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、国を上回る総人件費の削減を実施するとともに、東日本大震災に係る被災地の復興支援においては、職員の派遣を初め積極的に取り組んできている。

もとより地方公務員の給与は、基本的に地方自治体において自主的に決定すべきものであって、地方公務員の給与額の決定に関して国が干渉することは、地方分権の根幹にかかわる問題であり、地方自治体の自主性を阻害するものである。

また、平成 25 年度国家予算の財源捻出のために、地方の財源を短兵急にかつ一方的に削減し、国の方針に従わせようとすることは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第 12 条に反するだけではなく、これまで国を上回る大幅な人員削減による総人件費の削減などの不断の行財政改革を実施している青森市及び我が市議会としても到底容認できるものではない。

よって、国は、地方の自主性を尊重すべきであり、本市においては地方公務員給与の決定に関する国の方針の押しつけには従わないこと。

また、国家公務員給与の臨時特例による減額措置に合わせて、地方財政計画や地方交付税の算定を削減することには断固反対する。

以上、決議する。

平成 25 年 3 月 25 日

#### 議員提出議案第 5 号

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）参加を行わないよう強く求める意見書(可決)

さきの衆議院議員総選挙で自由民主党は「『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、ＴＰＰ交渉参加に反対」と公約、公明党は「十分な国民的議論ができていない」として、賛否の態度を先送りした。ところが最近、安倍内閣の閣僚や自由民主党執行部の一部から、参加に前向きとも受け取れる発言が生まれ、一部マスコミ、財界及びアメリカからは、「参加の方向を明確にすべき」との圧力も強まり、参加への態度をめくり緊迫した事態となっている。

ＴＰＰは「例外なき関税撤廃」を原則としており、これにより日本の農林業は壊滅的な打撃を受けることになる。農林業を生業の中心とする青森県として看過できない大問題である。一方、非関税障壁の撤廃も交渉の対象とされており、医療、保険及び公共工事等の日本の制度が、アメリカ型の制度に変えられる危険性ははらんでいる。一部で言われている交渉参加を前提に「交渉に参加しながら守るべき国益は守る」等の考えは、ＴＰＰ交渉の厳しい側面を見ない一面的な見解である。

衆議院議員総選挙期間中は、多くの自由民主党候補者がＴＰＰ参加反対を表明し、自由民主党内の「ＴＰＰ参加の即時撤回を求める会」には、自由民主党所属の半数を超える議員が参加していると言われている。民主党政権は「公約破り」で多くの国民の支持を失ったが、安倍政権がその轍を踏まないことを強く望むものである。

青森市議会は、平成 22 年 12 月、平成 24 年 3 月と 2 度にわたって T P P への参加反対の意見書を提出してきた。今回、新たな自公連立政権の誕生に当たり、改めて青森市民の意思を代表する市議会として、安倍内閣に T P P 参加を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 25 日

#### 議員提出議案第 6 号

##### 生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書(否決)

厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会の報告を都合のいいように解釈し、生活保護を受けている人の 96% に当たる世帯で基準引き下げを決めようとしている。そもそも、低賃金、非正規労働者が増大し、貧困が広がる中で、生活保護を受けられる人の 2 割未満しか生活保護を受けられていない現状を放置し、国民の下位 10 分の 1 の支出水準と比較する検証方法にも誤りがあり、底なしの基準引き下げを容認するものである。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法第 25 条)を脅かし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながり、その影響は国民の各階層に影響を与えるものである。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきである。

よって、下記事項について求める。

#### 記

- 1 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- 2 生活保護費の国庫負担は現行の 75% から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 25 日

#### 議員提出議案第 7 号

##### 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書(否決)

戦前、主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむった。

治安維持法が制定された 1925 年から廃止されるまでの 20 年間に、逮捕者数 10 万人、送検者数 7 万 5681 人、虐殺者数 80 人以上、拷問、虐待などによる獄死者数 1600 人余り、実刑者数 5162 人に上っている。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされたが、政府は謝罪も賠償もしていない。

ドイツでは、連邦補償法でナチスの犠牲者に謝罪し賠償している。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給している。アメリカ、カナダでは、第二次世界大戦中強制収容した日系市民に対し、1988 年に市民的自由法を制定し約 2 万ドルないし 2 万 1000 ドル(約 250 万円)を支払い、大統領が謝罪している。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給している。

日本弁護士連合会主催の人権擁護大会（1993年10月）は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として...その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。

再び戦争と暗黒政治を許さぬために、下記事項について要望する。

記

- 1 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- 2 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- 3 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

議員提出議案第8号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書(否決)

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円（青森市・2級地の1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

議員提出議案第9号

被災農地の復旧を求める意見書(可決)

2011年3月に発生した東日本大震災では、津波により、岩手県、宮城県及び福島県の太平洋沿岸地域を中心に、約2万2000ヘクタールの農地に海水が侵入するなど、農地及び農業用施設に甚大な被害を与えた。被害に遭った生産者たちは、海水浸入による塩害での耕作不能と、福島第一原発事故による放射能被害が広範囲にわたるため、いまだに深い苦悩を抱えながらの生活を強いられている。

このような不安を一刻も早く解消するため、下記事項について要望する。

記

- 1 農林水産省の発表によると、平成24年度までに営農再開が可能となる農地が39%（8310ヘクタール）と見込んでいるが、残りの被災農地の復旧も早急に解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 25 日

議員提出議案第10号

遊休農地の解消を求める意見書(可決)

我が国の農地面積は、この 50 年間で約 4 分の 3 にまで減少している一方で、遊休農地の面積は年々増加している。遊休農地の発生原因は農業者の高齢化や担い手の減少などによるものもあるが、農業を継がない会社員等である子どもが、相続によって取得した農地をそのまま放置しているケースも多く見られる。

また、遊休農地の発生原因の 1 つとして、「農地への侵入道がない、給排水状況が悪い」などの周辺環境の悪化により、やむなく耕作を断念している農家もある。このような農地は、幾ら売買等を希望しても、条件の悪さから引き受け手がほとんどあられない状況にある。

遊休農地は、病害虫による被害をもたらしたり、耕作放棄した農地は数年で原形を失うほどに荒れてしまうなど、日本の農業振興に大きく支障を及ぼすこととなる。農業の活性化を図る上からも、遊休農地の解消は重要な課題であるが、そのためには、意欲のある農家等による遊休農地の取得や賃貸借が進むなど、活用されやすいような農地環境を整備することが必要であり、このことが最大の遊休農地解消策である。

農林水産省によると、農業基盤整備率が高いほど遊休農地発生率が低いとされており、遊休農地解消のため、下記事項について要望する。

記

1 青森市上野、幸畑、横内及び新町野地区などの農業基盤整備事業を着実に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 25 日